

「学校いじめ防止基本方針」

1 基本理念

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの（インターネットを通じて行われるものを含む）。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

（平成18年度 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）

上記の考え方のもと、本校では、全ての職員が「いじめは、どの学校・どの生徒でも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全校の生徒が、いじめのない安全で安心な学校生活を送ることができるように、「県基本方針」を踏まえ、「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

本校のいじめ防止のための基本姿勢を、以下に示す。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの防止・早期発見のために、様々な手段を講じる。
- (4) いじめが確認された場合は、当該生徒の安全を保証するとともに、学校内だけでなく家庭及び専門家、各種機関、団体と連携・協力をして解決にあたる。

さらに、学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 学校いじめ対策組織

(1) 学校内の組織

「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主事、養護教諭、当該学年主任・担任、教育相談担当、特別支援教育担当、スクールカウンセラーによるいじめ防止対策委員会を設置する。委員会は必要に応じて適宜開催し、定期的にいじめに関するアンケートの実施や早期発見のための面談・聞き取り調査を行い、その現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに、敏速な対応を行う。また、必要に応じて、保護者、地区青少年育成委員会、警察等の関係機関と連携し、支援体制を構築する。

3 いじめの未然防止のための取組

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組む

ことができるように、学校全体でいじめの防止に取り組む。また、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

いじめの未然防止のための取組姿勢を、以下にあげる。

(1) 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」、「暴力行為や暴言を絶対に許さない」雰囲気づくりに、学校全体で取り組む。また、はやしたてたり見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させる。

(2) 教職員の不適切な認識や言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には最新の注意を払う。

(3) 生徒一人一人を大切にしたい分りやすい授業づくりを進め、生徒一人一人の自己有用感を高める教育活動を推進する。

(4) 教育活動全体を通じて、競争意識や勝利至上主義が過度にならないように注意する。

(5) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動などの推進等に計画的に取り組む、命の大切さについての指導を行う。

(6) 生徒会や委員会活動等を活用し、いじめの問題に生徒が自発的、主体的に参加する取組を推進する。

4 いじめの早期発見のための措置

いじめの早期発見のために、全ての教員が生徒の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化を見逃さないことを心がける。また、保護者、関係諸機関と連携を図りながら、早期発見に努めていく。

いじめの早期発見のための措置を、以下に示す。

(1) いじめに関するアンケート調査

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒及び保護者に対して、次のとおり調査を実施する。

①生徒対象の、いじめに関するアンケート調査 年3回(6月、10月、1月)

②面談、教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査(適宜)

③保護者面談等を通じた保護者からの聞き取り調査(6月、適宜)

(2) いじめ相談体制

生徒及び保護者が、いじめに関して相談が行えるように、校内の相談体制を整える。

①いじめ相談窓口

学校内に、いじめ相談窓口を設置し、生徒への周知を徹底する。

学校外にいじめ相談窓口を、生徒へ周知徹底する。

・子どもと親のサポートセンター電話相談窓口(千葉県)
Tel 0120-415-446(24時間対応)

・千葉県社会福祉法人 千葉いのちの電話
Tel 043-227-3900(24時間対応)

・24時間いじめ相談ダイヤル(全国)

TEL 0570-0-78310 (なやみ言おう) (24時間対応)

②スクールカウンセラーの活用

(3) いじめ防止のための職員の資質向上

いじめの防止対策等に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。また、インターネットを通じて行われるいじめに対処できるよう、研修を積み重ねる。

5 いじめの相談・通報、いじめを認知した場合の対応

- (1) いじめられていることを「恥ずかしい」、「みじめ」などと考えない。また、いじめの相談・通報は適切な行為であることを理解させ、いじめについての相談や通報は大切であることを指導する。
- (2) いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- (3) いじめの事実が確認された場合は、担任・学年主任から生徒指導主事、管理職へ報告する。また、管理職は、関係機関にも連絡するとともにいじめ防止対策委員会を活用し、当該事案に対して対処する。
- (4) いじめを受けた生徒の安全確保を最優先し、その保護者に対する支援と、いじめを行った生徒へは教育的配慮の下、毅然とした指導をおこない、その保護者には助言を継続的に行う。
- (5) いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための措置が必要となった場合には、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習活動を行わせる。また、いじめを行った生徒も同様の対策を講ずる。
- (6) いじめの関係者間において、被害者側に事実関係の必要な情報を速やかに提供する。その際、関係者の個人情報に十分配慮し、加害者側にも事実を伝えるが、伝え方や時期については、被害者側への配慮に留意する。
- (7) 傍観者の立場にいる生徒たちに対しては、見て見ぬふりをする行為が正しい行為ではないことを指導する。
- (8) いじめに関する特別指導を規定し、生徒・保護者に周知する。
- (9) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

6 重大事態への対処

いじめにより、「いじめを受けた生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、「いじめを受けた生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」、学校はいじめの重大事態が発生したと判断する。

(1) 重大事態が発生した場合、学校は、千葉県教育委員会にすみやかに報告する。

(報告先)

- ・第一報 : 学校安全保健課 TEL 043-223-4067
- ・第二報以降 : 指導課 TEL 043-223-4054

なお、教育委員会への報告内容は、教育長を經由して知事へ報告される。

- (2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。
- ①いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下、いじめ防止対策委員会を中心として、全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
 - ②情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている生徒の心身の安全を最優先に考え、いじめている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。その際、関係者の個人情報に十分配慮する。
 - ③いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供し、いじめを行った生徒とその保護者にも、被害者への配慮や警察等関係機関との調整を実施した上で、事実の報告をする。
 - ④いじめられている生徒の心の傷を癒すために、養護教諭やスクールカウンセラーと連携を取りながら、指導を行っていく。
 - ⑤学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。
 - ⑥学校内だけでなく、各種機関、団体、専門家と協力をして解決にあたる。
 - ⑦必要に応じて警察等の関係機関の協力のもと、いじめ防止対策委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

7 いじめ防止に関わる公表、点検、評価

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校いじめ防止基本方針及び学校評価において次の対応を行う。

- (1) 学校ホームページに、学校いじめ防止基本方針を公表する。
- (2) 学校いじめ防止基本方針は、常に点検、見直しを行っていく。
- (3) 学校評価において、いじめに関わる取組みの項目を加え、自校の取組を適正に評価する。